

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（732））

2. 日時：平成30年3月5日 ① 16時30分～18時15分

② 18時45分～19時55分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

① 宮本管理官補佐、角谷安全審査官、日南川安全審査官、吉村上席安全審査官、竹内技術参与

② 宮本管理官補佐、正岡主任安全審査官、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理（他12名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性に関し、以下の二点について説明があった。

① 燃料有効長頂部の寸法値に係る対策の水平展開等の中で明らかとなった可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートに係る入力データの適正化について

② 燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について  
原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【①について】

○ 埋戻部の沈下量評価に必要な「掘削深さ」と「基礎下端」は異なるものであるため、その考え方を整理して資料に記載すること。

【②について】

○ 水平展開によって新規制基準適合性審査の申請書及び審査資料の信頼性が確保されたのか、事業者としての考えを明示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

① について

・ 東海第二発電所「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートに

ついて」に係る入力データの適正化及び対策方針への影響確認について

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

②について

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について